

令和3年度 認定調査員新任研修開催要領

1. 研修目的

認定調査に新たに従事する者又は従事する予定の者が、要介護（要支援）認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施できるよう、認定調査票の基本調査項目の適切な選択肢の選び方や適切な特記事項の書き方を習得すること等を目的とします。

2. 日時・会場

	日 時	場 所	定員
浜田 会場	令和3年5月17日（月） 13：00～17：00 （開場予定12：30～）	島根県浜田合同庁舎 （2階大会議室） 所在地：浜田市片庭町254	45人
松江 会場	令和3年5月31日（月） 13：00～17：00 （開場予定12：30～）	島根県松江合同庁舎 （2階 講堂） 所在地：松江市東津田町1741-1	60人

3. 対象者

次のうち、**新規に認定調査に従事する者**に限定します。

- (1) 市町村等の職員（非常勤等を含む）
- (2) 介護保険施設・居宅介護支援事業所等の介護支援専門員で介護支援専門員資格が有効である方（有効期限が切れている方は受講できません。）

ただし、次の項目に該当する方は対象となりません。

- ・これまでに認定調査員新任研修を受講済みである方（他県等での受講を含む）。
- ・令和3年度において、認定調査に従事する予定がない方。

4. 内 容（予定）

- (1) 介護保険制度の概要について【県】
 - ・介護保険制度のしくみと運営状況
 - ・要介護認定のしくみ 等
- (2) 認定調査の実施方法等について【特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会講師】
 - ・認定調査及び認定調査員の基本原則 等

5. 受講申込

「しまね電子申請サービス」より受講を申し込んでください。

(https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8311)

申込期間：令和3年4月8日（木）から令和3年4月23日（金）

※ただし、各会場とも定員に達した場合、申込みをお断りすることがありますの

で、あらかじめ御了承ください。

6. 修了証書の発行

当研修修了者には修了証書を交付します。

7. その他

- (1) 研修当日は、「要介護認定 認定調査員テキスト2009改訂版（平成30年4月）」を持参してください。
認定調査員テキストは厚生労働省要介護認定適正化ホームページに掲載されていますので、各自で印刷してください。(http://www.nintei.net/3_1text.html)
- (2) 遅刻や中途退席は認めません。
- (3) マスクの着用（持参）と手洗い、手指消毒に御協力ください。
- (4) 研修当日は、別添「健康チェック票」により健康チェックを行い、当該チェック票を会場まで御持参いただき、受付にて提出してください。
- (5) 研修当日に体調不良、発熱等、チェック票記載の症状がある場合は受講を御遠慮ください。
- (6) 研修会場では、窓や扉の開放を行い、適宜換気を行いますので、室温の変化に対応できるように衣類の準備をお願いします。
- (7) 新型コロナウイルス感染症流行の状況によっては、研修を変更・中止する場合があります。その場合は、改めて御連絡します。

※以下のホームページをご参照ください

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/kyo/

島根県トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 共通事項